

平成 25 年 10 月 21 日
公告 H25-10-21-01

参加者各位

そよかぜネットワーク OB
ウィキ管理者
亀山茂則

公告

以下の架空鉄道二社の営業エリアについて、規約第三十五条の定めにより、以下の通り決定したことを公告する。

記

1. 該当社
以下の二社を対象とする。
 - ア. 株式会社新垣電鉄
 - イ. 仙台急行電鉄株式会社
2. 譲渡について
 - イ. 譲渡先
荻沢電鉄株式会社
 - ロ. 譲渡範囲
第一項アのエリアの内、赤幡線、赤見支線赤見～南赤見、および付帯する乗合自動車事業
 - ハ. 譲渡後取扱
譲渡後はすべて、荻沢電鉄の路線とし、傘下乗合自動車事業についても荻沢電鉄の直営とする。なお譲受後は静川・石屋地区支社の管轄とする。
料金体系については、従前より荻沢電鉄のものを採用していたため、変動はない。
3. 廃止について
第一項イのすべてのエリア
規約第三十五条に則り、廃止扱いとする。
4. この件に関する連絡先
ウィキ管理者 亀山茂則
k_sige_k@hotmail.co.jp(返信時間 日本標準時 07:00～21:00)

以上